

お客様各位

2021年8月2日  
京都バス株式会社

## 「新型コロナウイルス感染症」拡大に伴う乗車券類の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、国において大阪府を対象に「緊急事態宣言」が発令されたことを受け、これを事由とした払戻しについて、以下のように取扱います。

### 記

#### 1. 通勤定期券および通学定期券

払戻額は通常通りの計算方法で算出し、所定の手数料（500円）を頂きます。

但し、「緊急事態宣言発令」に伴う外出自粛を事由とする払い戻しで、緊急事態に指定された期間を有効期間に含む定期券であり、当社発行の定期券を利用し、大阪府を発又は着として通勤、通学されることが、職員証、学生証等により証明できる場合は、払い戻しの申出日に関わらず、最終使用日の翌日から使用していないものとして遡って払い戻しをします。

（最終使用日の遡りの最大は2021年8月1日（日）です）

※所定の手数料500円が必要です。

※通常の払戻し計算方： 通用期間初めの日から払戻しの請求があった日までを使用済み期間とし、これを1日2回乗車の割合で普通旅客運賃に換算し、その金額を運賃額から控除した残額を払い戻すものです。

※定期券の払い戻しの際には身分証明書などをお持ちください。

※この取扱いは、緊急事態宣言が解除された日の翌月末までを予定しています。

※当社以外の窓口で発売された定期券および他社局発行の定期券については、取扱いが異なります。発売箇所に問合せ下さい。（なお、京都バスチケットセンター、三条京阪定期券発売所で発売された定期券のうち京都バス単独定期券については、上記取り扱いを実施します）

以上